



平成 27 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 ファーマライズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大野 利美知  
(東証第一部・コード番号 2796)  
問合せ先 専務取締役執行役員 秋山 昌之  
(TEL. 03—3362—7130)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会において、定款の一部変更を平成 27 年 8 月 25 日開催予定の第 29 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行されたことに伴い、新たに取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことから、適切な人材の招聘を容易にし、かつ期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 31 条(取締役の責任免除)及び第 41 条(監査役の責任免除)の一部変更を行うものであります。

なお、第 31 条(取締役の責任免除)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(定款の変更部分を抜粋しております。下線部分\_は変更箇所を示しております。)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| (取締役の責任免除)<br>第 31 条 (条文省略)<br>2. 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 | (取締役の責任免除)<br>第 31 条 (現行どおり)<br>2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年8月25日(火)

定款変更の効力発生日

平成27年8月25日(火)

以上